

吉田町都市計画マスタープラン

資料編

1 策定経緯

■吉田町都市計画マスタープラン策定経緯

開催期日	内 容
【平成 17 年度】	吉田町都市概況と全体構想案の作成（住民意識調査等による）
平成 18 年 1 月	第 1 回吉田町都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープランの趣旨説明 ・スケジュール説明
【平成 18 年度】	
平成 18 年 5 月	第 1 回吉田町都市計画マスタープラン策定部会 ・都市計画マスタープランの趣旨 ・吉田町の概況及び全体構想（案）について ・今後の策定方針
平成 18 年 11 月	第 1 回吉田町都市計画マスタープラン策定委員会 第 2 回吉田町都市計画マスタープラン策定部会 ・吉田町都市マス地域別会議について ・都市計画マスタープラン策定スケジュールの変更
平成 18 年 11 月～ 平成 19 年 2 月	吉田町都市計画マスタープラン地域別会議 開催地域：住吉、川尻、片岡、北区（4 自治会） 参加者：各地区 約 15 人（公募住民及び各種団体代表等） 開催回数：各地域 4 回 合計 16 回開催 ・各地域の都市計画についての将来像を検討 ・まとめられた提案書を町長に提案
平成 19 年 3 月	平成 18 年度第 2 回吉田町都市計画マスタープラン策定委員会 平成 18 年度第 3 回吉田町都市計画マスタープラン策定部会
【平成 19 年度】	
平成 19 年 8 月 23 日	第 1 回吉田町都市計画審議会 ・吉田町都市計画マスタープランの概要及び中間報告について
平成 19 年 10 月 19 日	第 2 回吉田町都市計画審議会 ・土地利用課題の検討

開 催 期 日	内 容
平成 19 年 12 月 19 日	第 1 回吉田町都市計画マスタープラン策定委員会・第 1 回策定部会 【合同会議】 ・平成 19 年度 都市マス策定スケジュールについて ・吉田町都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成 19 年 12 月 27 日	第 1 回吉田町都市マスまちづくり会議 （座長：静岡文化芸術大学 根本 教授） ・趣旨説明 ・経緯説明 ・意見交換
平成 20 年 1 月 24 日	第 2 回吉田町都市計画マスタープラン策定委員会・第 2 回策定部会 【合同会議】 ・吉田町都市計画マスタープラン地域別構想（案）について
平成 20 年 1 月 31 日	第 2 回吉田町都市マスまちづくり会議 ・全体構想（案） ・地域別構想（案）
平成 20 年 2 月 21 日	第 3 回吉田町都市マスまちづくり会議 ・全体構想（案）、地域別構想（案）の意見交換 ※関係各課において、全体構想（案）、地域別構想（案）の再検討作業 （13 日 都市計画課、13 日 下水道課、28 日 企画課、産業課、 総務課、都市建設課、3 月 6 日 産業課、町民課）
平成 20 年 3 月 13 日	第 4 回吉田町都市マスまちづくり会議 ・まちづくりへの取り組みについての意見交換
平成 20 年 3 月 26 日	第 3 回吉田町都市計画審議会 ・全体構想（案）
【平成 20 年度】	
平成 20 年 6 月 19 日	第 1 回吉田町都市計画審議会（第 4 回） ・地域別構想（案） ・今後のスケジュール
平成 20 年 8 月 12 日～29 日	パブリックコメント実施
平成 20 年 10 月 15 日 平成 20 年 11 月 7 日 平成 20 年 12 月 2 日	議会（産業建設常任委員会）への案の説明 議会（総務常任委員会各委員）への案の説明 第 2 回吉田町都市計画審議会（第 5 回） ・案の答申
【平成 29 年度】	
平成 30 年 3 月 6 日～20 日	パブリックコメント実施
平成 30 年 3 月 23 日	第 2 回吉田町都市計画審議会 ・吉田町都市計画マスタープラン中間変更(案)の説明等
平成 30 年 3 月 28 日	第 3 回吉田町都市計画審議会 ・吉田町都市計画マスタープラン中間変更(案)の答申
平成 30 年 3 月 30 日	都市計画決定の告示

2 委員名簿

■吉田町都市計画審議会委員

氏名	所属
吉永 満榮	吉田町議会議員（議長）
大塚 邦子	吉田町議会議員（副議長）
勝山 徳子	吉田町議会議員（総務文教常任委員会委員長）
永田 智章	吉田町議会議員（産業建設常任委員会委員長）
松浦 英彦	教育委員長
岸端 時夫	農業委員会委員
三輪 昌光	住吉区自治会長
内記 茂男	川尻区自治会長
増田 一榮	片岡区自治会長
八木 秀和	北区自治会長
松浦 敏郎	吉田町商工会長
櫻井 猪三夫	ハイナン農業協同組合代表理事組合長
久米 勇	吉田町漁業協同組合代表理事組合長
白石 嘉男	静岡うなぎ漁業協同組合代表理事組合長
芝 晴美	識見を有する者
山内 均	識見を有する者
大島 勝義	識見を有する者
八木 三雄	識見を有する者
堀川 正行	識見を有する者（牧之原警察署長）
榛葉 法大	識見を有する者（御前崎土木事務所長）

主管課：都市計画課

■吉田町都市計画審議会委員 任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

氏名	所属
藤田 和寿	町議会議員
北澤 雅恵	教育委員
柳原 豊	農業委員
大石 正巳	住吉区自治会長
田島 逸雄	川尻区自治会長
大石 勝郎	片岡区自治会長
坂本 道明	北区自治会長
松浦 敏郎	商工会長
増田 孝志	ハイナン農協非常勤理事
増田 源七郎	南駿河湾漁業協同組合専務 事・吉田支所担当理事
白石 嘉男	静岡うなぎ組合長
芝 晴美	学識経験者
八木 安広	〃
杉山 俊夫	〃
八木 照至	〃 （牧之原警察署長）
石垣 俊幸	〃 （島田土木事務所長）

■まちづくり会議委員

地区	氏名	所属
住吉	大石 稔	住吉区副自治会長
	福世 準一	漁協
	吉永 初江	住吉区地域別会議
	柳原 一清	〃
川尻	久保田 弘	川尻区副自治会長
	藁科 武夫	J Aハイナン
	木村大八郎	川尻区地域別会議
	名波 洋子	〃
片岡	増田 一栄	片岡区副自治会長
	武田 成巨	丸榛吉田うなぎ漁協
	横田 文子	片岡区地域別会議
	杉本 欣久	〃
北区	大石 節夫	北区副自治会長
	大畑 一松	商工会
	大石 治美	北区地域別会議
	八木 安広	〃

■吉田町都市計画マスタープラン地域別会議委員

所属	住吉区	川尻区	片岡区	北区
商工会	福世雅隆	久保田誠之介	松浦勝雄	大石卯吉
丸榛吉田うなぎ漁協	田中義春	窪田 智	榛葉ひさ子	鈴木信子
漁協	福世準一	大石義廣	—	—
J Aハイナン	杉本寿雄	藁科武夫	大石利幸	中村重男
保健協力員	—	増田充代	横田文子	—
体育指導員	河村一夫	田中繁夫	甲斐幸博	青野真久
民生委員	吉永初江	木村大八郎	水野喜久恵	大石治美
榛南青年会議所	柳原一清	大石剛久	塚本成男	—
	田村安孝	—	杉本憲治	—
自治会推薦者（男性） （女性）	増田剛久	増田 昭	黒田武久	大石節夫
	田中法子	戸塚みどり	大石千恵子	藁科浩子
建築士会	久米武志	内記政美	杉本欣久	石間 均
一般公募	戸塚敏雄	名波洋子	紅林寿明	杉本嘉久
	福世佳壽弘	野中富子	藤田和寿	八木安広
	増田真也	高橋孝法	新藤雄二	杉山和江
	落合鷹雄	—	増田 学	八木久恵
	飯田真史	—	—	桑田佳之

3 条例・要綱

吉田町都市計画審議会条例

〔平成12年
吉田町条例第32号〕

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、吉田町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の教育長及び委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 自治会長
- (5) 公共的団体の役員及び職員
- (6) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

5 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するための幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

吉田町都市計画策定委員会設置要綱

〔平成17年
吉田町要綱第32号〕

(設置)

第1条 都市計画の総合的かつ効果的な策定を図るため、吉田町都市計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 吉田町都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

副町長、理事、参事、総務課長、防災課長、企画課長、税務課長、町民課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、産業課長、建設課長、都市環境課長、上下水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、吉田町牧之原市広域施設組合事務局長、吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

2 委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長には、委員長が当たる。

(部会)

第5条 委員会に、具体的事項を調査検討するための部会を置く。

- 2 部会の構成は、そのつど定める。
- 3 部会の座長は、都市環境課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市環境課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成17年吉田町要綱第32号）

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成29年吉田町要綱第37号）

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。



**吉田町都市計画
マスタープラン**

平成 21 年～37 年